

成田市立図書館第8次図書館システム構築業務に係る
公募型プロポーザル実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、成田市立図書館（以下「図書館」という。）の図書館システム構築業務について、公募型プロポーザル方式による事業者の選定に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象業務)

第2条 対象業務は、成田市立図書館第8次図書館システム構築業務に係る公募型プロポーザル募集要項に記載するとおりとする。

(選定委員会、作業部会)

第3条 事業者の選定事務を行うため、図書館に成田市立図書館第8次図書館システム構築事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）と成田市立図書館第8次図書館システム構築事業者選定作業部会（以下「作業部会」という。）を設置する。

選定委員会および作業部会運営に必要な事項は、別途、成田市立図書館第8次図書館システム構築業務に係る公募型プロポーザル選定委員会設置要綱で定める。

(参加資格)

第4条 プロポーザルに参加する者は、成田市立図書館第8次図書館システム構築業務に係る公募型プロポーザル募集要項に記載する要件を満たす者とする。

(参加申込)

第5条 この要綱によるプロポーザルに参加する者は、募集要項に基づき参加申請書を提出しなければならない。

(審査)

第6条 選定委員会は、参加申請書が提出されたときは、参加資格を審査した上で、成田市立図書館第8次図書館システム構築業務に係る公募型プロポーザル審査要領に基づき、第一次審査基準に基づく審査を行い、第二次審査進出者を決定する。

2 選定委員会は、第一次審査の評価及び第二次審査基準に基づく審査により、第二次審査進出者の評価順位を定める。

(優先交渉権および次順位交渉権者の確定)

第7条 選定委員会は、第一次審査と第二次審査の評価得点を合計して評価順位を決定

する。評価順位が第一位の者を優先交渉権者に確定し、順次、以下の交渉権者の順位を確定し、その旨を通知する。

- 2 前項の確定通知を受けた者は、その受けた日から5日以内に承諾届または辞退届のいずれかを選定委員会に届出なければならない。

(受注予定者の決定)

第8条 選定委員会は、承諾届を出した優先交渉権者を教育長に報告しなければならない。

- 2 教育長は、前項の報告を受け、受注予定者を決定し通知する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、成田市立図書館第8次図書館システム構築業務に係る公募型プロポーザルの実施について必要な事項は教育長が別に定める。